

神奈川県水防計画(案)の主な変更概要

1 水防法改正に伴う変更

(1) 水防法改正の概要

水防法等の一部を改正する法律が平成27年5月に公布され、7月から施行された。

主な改正内容

- ・洪水に係る浸水想定区域の前提となる降雨を想定最大規模降雨に変更
- ・内水及び高潮による浸水想定区域の指定
- ・内水及び高潮に係る水位情報の通知及び周知
- ・下水道管理者の水防への協力を明記

現在、県内では対象となる下水道及び海岸の指定は行っていない。

(2) 水防法改正に伴う水防計画の変更内容

ア. 「特別警戒水位」を「洪水特別警戒水位」に変更

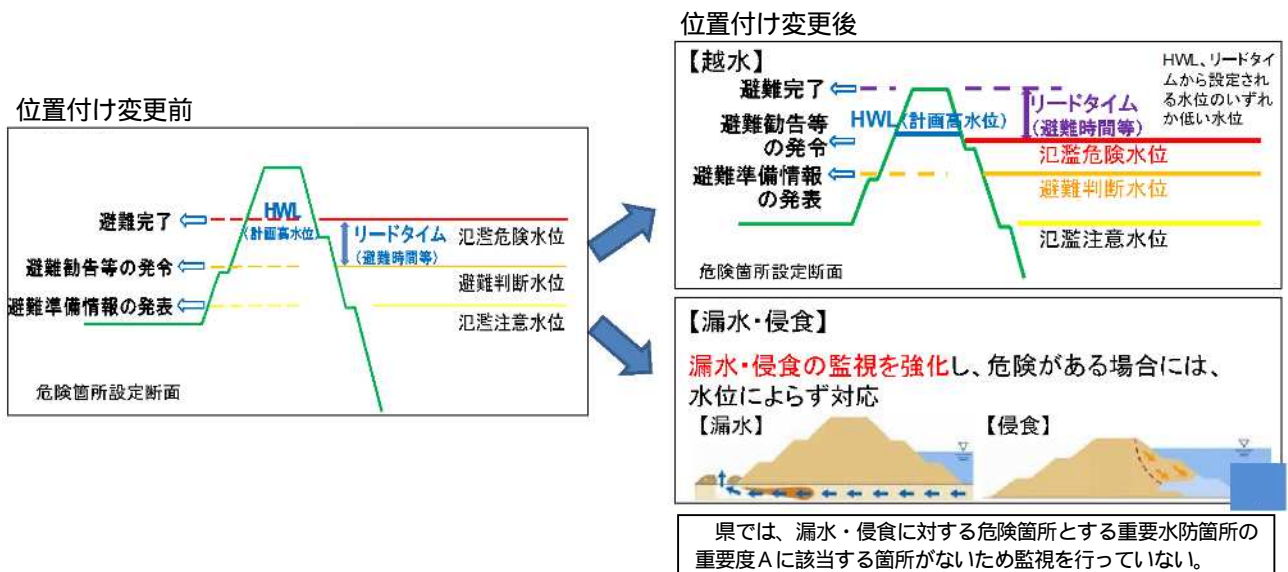
イ. 下水道管理者の協力の記載

P34(第14章 第3関係) ... (資料1-2) 比較表 P 8

2 災害対策基本法改正等に伴う基準水位の見直し(氾濫危険水位の追加等)

(1) 河川の基準水位と避難勧告等の関係

災害対策基本法が平成25年6月に改正されたことを受け、市町村長が行う避難勧告等の円滑な発令に資するよう、「浸透・浸食に関する監視の強化」、「氾濫危険水位等の位置付けの見直し」などの措置を講じるよう通知が出されており、国土交通省においては平成27年度から氾濫危険水位等の位置付けを変更して運用している。



(表1)

基準水位	位置付け変更前	位置付け変更後
氾濫危険水位	・避難を完了させる水位	・市町村長の避難勧告等の発令判断の目安
避難判断水位	・市町村長の避難勧告等の発令判断の目安	・市町村長の避難準備情報発表判断の目安
氾濫注意水位	・市町村長の避難準備情報発表の目安 ・水防団の出動の目安	・水防団の出動の目安

(2) 洪水予報河川の変更内容

洪水予報河川...流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

神奈川県知事が行う洪水予報（相模川中流、酒匂川）

平成28年度から避難勧告等の発令及び避難準備情報の発表の目安について、位置付けを変更して運用。

【平成27年度】

基準水位	発表情報	避難情報等の目安
氾濫危険水位	氾濫危険情報	-----
避難判断水位	氾濫警戒情報	避難勧告等の発令
氾濫注意水位	氾濫注意情報	避難準備情報の発表 水防団の出動

【平成28年度】

(表2)

基準水位	発表情報	避難情報等の目安
氾濫危険水位	氾濫危険情報	避難勧告等の発令
避難判断水位	氾濫警戒情報	避難準備情報の発表
氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団の出動

(3) 水位周知河川の変更内容

水位周知河川...国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

神奈川県知事が行う水位情報の通知及び周知（三沢川等82河川）

平成28年度から避難勧告等の発令及び避難準備情報の発表の目安について、位置付けを変更して運用。

【平成27年度】

基準水位	発表情報	避難情報等の目安
-----	-----	-----
避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫警戒情報	避難勧告等の発令
氾濫注意水位	-----	避難準備情報の発表 水防団の出動

【平成28年度】

(表3)

基準水位	発表情報	避難情報等の目安
氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)新規	氾濫危険情報 新規	避難勧告等の発令
避難判断水位 [見直し]	氾濫警戒情報	避難準備情報の発表
氾濫注意水位	-----	水防団の出動

(4) 基準水位見直しの検討方法

- ・国土交通省の「危険水位及び氾濫危険水位の設定要領」に基づき検討
- ・市町村との調整のうえ、見直しを実施

(5) 災害対策基本法改正等に伴う水防計画の変更内容

ア.用語の定義

P 1 (第1章 第2) ...(資料1-2)比較表 P 1

イ.水位情報の通知及び周知を行う河川一覧表

P 191~197 別表第22(第8章 第11関係)、別表第23(第9章 第2関係)
一部水位観測所については調整中

ウ.様式の変更及び追加

P 217~220 第1号様式(第8章 第11関係)、第2号様式(第9章 第3関係)
...(資料1-2)比較表 P 11

3 重要水防区域の変更

P 39~ P 141 別表 2~10(第4章 第3関係) ...(資料1-3)

表1 重要水防区域及び箇所の見直し

	重要水防区域(河川)		重要水防区域(海岸)	
	箇所	延長	箇所	延長
平成27年度	1,023箇所	288,351.5m	66箇所	4,923m
平成28年度	979箇所	278,694.2m	65箇所	4,923m
増減	34箇所の減	9,657.3mの減	1箇所の減	増減なし
変更要素	<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工に伴う解消 ・堤防の耐浸透点検結果の見直しによる減 ・その他精査に伴う増減 		<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工に伴う防潮門扉の集約による減 	

重要水防区域:河川や海岸について、特に水防上重要な箇所を河川管理者や海岸管理者が定める。

河川は、「堤防高」「堤防断面」「堤防強度」「漏水」「水衝・洗掘」「工事施工」「工作物」「新堤防・破堤跡・旧川跡」「陸閘」の9種別に、海岸は、「堤防高」「堤防強度」「越波」「工事施工」「工作物」の5種別に分類し、評定基準に基づき、「A」「B」「要注意区間」等の階級を重要度に応じ定める。

4 その他の変更

(1) 雨量、水位、河川監視カメラ画像情報のインターネット配信

- ・観測データをホームページに、より早く反映させるためのシステム改良を実施。
- ・あわせてホームページ「神奈川県雨量水位情報」をリニューアル

P 参 - 28 ~ P 参 - 30 参考資料 8 ~ 8 - 2 (第11章 第2関係)